

中小企業は、本県経済の原動力です。

山形県では、企業数の99.5%が中小企業であり、従業者の85.2%が中小企業で働いています。

出展：総務省「平成21年経済センサス基礎調査」

山形県中小企業振興条例はこのような構成になっています。

【目的】 第1条 中小企業の振興により県の経済の発展と県民生活の安定向上に寄与

【中小企業振興の基本理念】 第3条

- ◇中小企業者の自主的な努力と創意工夫の尊重
- ◇多様な人材、優れた技術、豊かな自然その他の地域資源の活用
- ◇中小企業者が供給する製品等の需要の増進
- ◇小規模企業者への配慮

【中小企業振興の基本方針】 第7条

- ◇経営基盤の強化、経営の革新等の促進
- ◇企業立地及び産業集積の促進
- ◇国際的視点に立った事業展開の促進
- ◇人材の育成及び確保
- ◇資金供給の円滑化
- ◇商業の活性化、観光の振興
- ◇安心して子育てできる雇用環境の整備

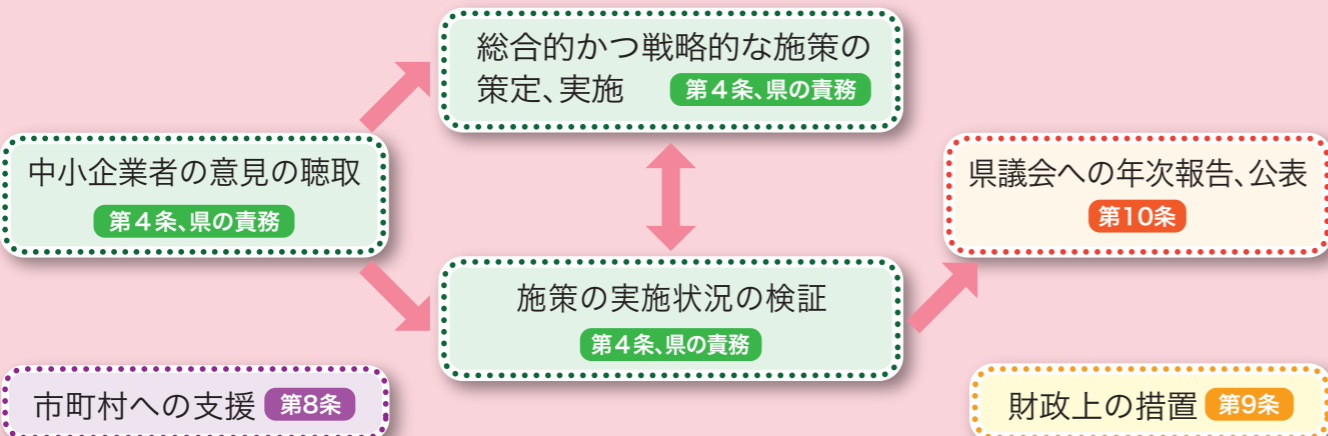
【関係者の責務等】 第4～6条

- ◇県の責務
- ◇中小企業者の努力
- ◇県民の理解と協力

【連携の推進】 第4条、県の責務

県は、国、市町村、中小企業団体、金融機関、大学等と連携して中小企業振興を効果的に推進

施策推進に係る措置

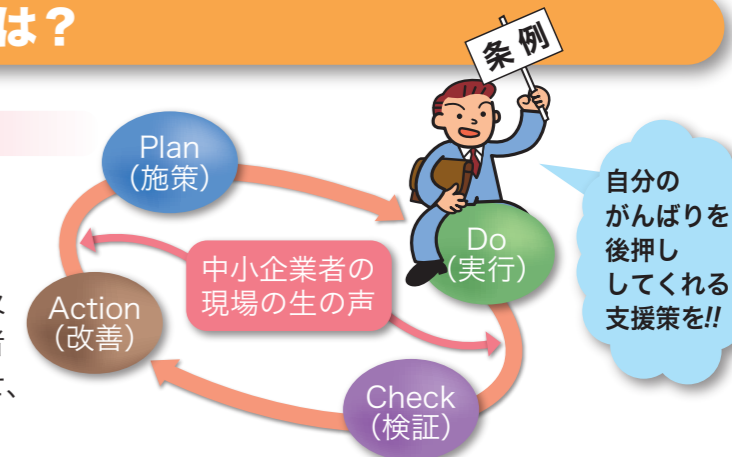


山形県中小企業振興条例の特徴は？

特徴

振興施策に中小企業者等の意見を十分に反映していきます

県は中小企業の振興に関する施策の策定及び実施状況の検証の2つの段階で、中小企業者の現場の生の声を十分に聴き、施策に反映させ、さらによりよい施策に進化させていきます。



中小企業の振興のために、これから何に力を入れていくの？

中小企業の事業活動を担う人材を育成していきます。

中小企業者による人材の育成等と県の関係施策の推進を通じて、後継者や現場で働く方々など中小企業の事業活動を担う人材を育成していきます。



中小企業者の努力

- 人材の育成
- 雇用環境の整備
- 伝統的なものづくり技術の伝承

県の関係施策

- 職業能力開発機能の充実
- 若年者の就業支援の強化 など

県民は、中小企業の振興のために何を協力すればいいの？

県民の方々に中小企業の振興について理解していただくことが中小企業振興策に協力いただくことになります。例えば、県産品を積極的に購入いただくことが、県内の生産の増加、雇用の場の確保、所得の増加、消費の拡大につながり、ひいては県内中小企業の振興につながっていくことになります。

